

静岡県告示第776号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月12日

静岡県知事 鈴木康友

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
澤田俊子	(略)	(略)	澤田俊子	(略)	(略)
<u>東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店</u>	<u>静岡市葵区追手町9番18号</u>	<u>伊東市新井一丁目7番8号 伊豆伊東出張店内</u> <u>沼津市戸田523番地の9 沼津営業店内</u>	一般社団法人 静岡県紙業協会	(略)	(略)
一般社団法人 静岡県紙業協会	(略)	(略)			
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年3月31日から施行する。